

《論 說》

「マイクロソフト事件判決」と反トラスト法の史的展開論（一）

——「スタンダード・オイル事件判決」との比較的考察——

谷 原 修 身

目 次

- 一 問題の所在
- 二 「スタンダード・オイル事件」の時代的背景と意義
 - (一) 「トラスト」出現と時代背景
 - (二) 「反トラスト法」制定をめぐる世論の動向
 - (三) 「スタンダード・オイル事件判決」の意義
 - (四) 独占と略奪的価格設定行為の違法性に関する論争（以上、本号）
- 三 「マイクロソフト事件判決」の意義
 - (一) 「マイクロソフト事件」の背景
 - (二) 「マイクロソフト事件判決」の意義
 - (三) 独占と略奪的価格設定行為の違法性基準

四「抱き合わせ販売」行為の違法性基準

五「マイクロソフト事件判決」後における反トラスト法の展開

(一)「シカゴ学派」の影響

(二)「ポスト・シカゴ」の動向

(三) 結び

一 問題の所在

本稿の主役である「マイクロソフト社 (Microsoft Corp. 以下にMS社として略称する)」は、天才的な発明家にして創業者であるビル・ゲイツ (Bill Gates) が未だ大学生であった一九七五年に立ち上げた会社であり、コンピュータ業界の最大手であるIBMのパーソナル・コンピュータ向けに開発した「基本ソフト (MS-DOS)」が成功を収めたことを契機として飛躍的な成長を遂げるようになったのである。今やMS社は、アメリカ経済の屋台骨を形成しているIT (情報技術) 産業の中核をなし、パソコン用「基本ソフト (OS)」を始めとするソフト開発を主力商品として、コンピュータやインターネット関連事業を手がけているが、「インテル (Intel)」やIBMなどの有力ハイテク企業が減収減益になった二〇〇二年七月九月期でさえ増収増益を維持し、二〇〇二年一〇月二二日現在の株式市場における株式時価総額では世界一の実績¹⁾を誇る文字通り世界最大にして、史上最強のソフトウェア会社となったのである。

MS社の反トラスト法違反行為をめぐる合衆国司法省の対応は早い時期から幾度となく展開されてきたが、本件は

第三次訴訟とも言うべきものである。すなわち、一九九八年に合衆国司法省と二〇州およびコロンビア特別区の法務長官が、MS社が実施してきた一連の行為が「シャーマン法」の第一条および第二条に違反するとして「反トラスト訴訟」を提起したが、この訴訟は「世紀の訴訟」として国際的にも大いに注目を集めることになったのである。このように、アメリカ合衆国における一企業の経済犯罪事件が世界中の人々を論争の渦に巻き込むことになったのは、今や世界中のパソコン・メーカーがMS社の基本ソフトである「ウインドウズ（Windows）」を、あたかも「魔法の箱」を扱うかのように競って自社のパソコンに搭載しており、世界中で五億人に達すると言われるパソコン利用者の殆どが、この訴訟の利害関係者と言っても過言ではないからである。

第一審のワシントン連邦地裁は、二〇〇〇年四月に法的判断を下し、①MS社がOS市場における独占的地位を維持するために種々の反競争的な行為を行ったこと、②MS社のOSに「インターネット・ブラウザ（Internet browser）」を抱き合わせたことを理由としてMS社の一連の行為が反トラスト法に違反すると判示したのである。更に、最終判決として、①MS社に対してOS事業部門と「応用ソフト（AP）」事業部門に二分割すべきこと、②分割命令後一〇年間は再統合を禁止することなどを盛り込んだ是正措置を命じたのである。⁽²⁾ 大方の予想した通りとは言え、MS社「クロ」の裁断を下した上に、MS社の二分割を命じた第一審判決に対する国際的な反響は大きく、アメリカ証券取引市場におけるMS社の株式時価総額は一日のうちに約八〇〇億ドルも下落し、MS社が一九九〇年以來守ってきたトップの座を明け渡すことになったのである。⁽³⁾

MS社による控訴を受けて、二〇〇一年六月に連邦巡回控訴裁判所は、MS社がOS市場における独占力を維持するために種々の排他的行為に従事したことはシャーマン法に違反するとした点においては原審判決を支持したもの

の、二分割命令を含む他の判断部分については破棄・差戻しを命じたのである。差戻審である連邦地裁においては、司法省とMS社とが和解することによって事件を終了させることが合意され、二〇〇二年一月には同意判決が下された。それによると、MS社は「OSソフト」と「APソフト」との接続技術に関する情報開示を命じられたばかりでなく、競合する企業に対して報復措置をとることを禁じる等の命令が下されたが、MS社に対する分割命令は回避されることになり、MS社にとっては実質的な勝訴判決にも等しい形で決着したのである。

かくして、四年半に及ぶ「世紀の訴訟」に対して事実上の幕が降ろされることとなったが、本件判決が真に意味することは何か、そして、今後の反トラスト法および各国「独占禁止法」の運用に対していかなる影響を与えることになるのかという新たな問題を提起することとなったのである。このMS社事件判決は、一九九〇年代以降のIT産業化時代のリーダーとして国際的なIT化とグローバル化のための推進者としての役割を果たしてきたMS社に対して、合衆国連邦反トラスト法と連邦政府はいかなる対応の仕方をすべきなのかに関して再考を促すための試金石としての重要な役割を果たしたことは否定し得ない。その意味において、本件判決は反トラスト政策史を回顧することにより、今後の新たな進路を見出すために努力することの必要性を痛感させるものである。

そこで、本稿は反トラスト法の原点に立ち戻ることにより、この一世紀間に及ぶ同法の運用に関する特質を素描することを試みることとする。すなわち、一九世紀末のアメリカにおいて「連邦反トラスト法」制定の直接的な要因を形成し、更に二〇世紀初頭において連邦反トラスト法を本格的に運用するための契機となった「スタンダード・オイル社(Standard Oil Co. 以下にSO社と略称する)」をめぐる司法的展開過程を分析することにより、「マイクロソフト事件判決」に対する司法的対応との間に存する類似性を明らかにすることを試みる。そもそも筆者が、このよ

うなアプローチの下で本稿を執筆しようと思ひ立つたのは、現代の革命児とも言うべきビル・ゲイツとMS社に関するスケッチを司法的な観点から描こうとすると、一九世紀後半のアメリカ産業革命時代に活躍し、一般大衆の生活を大幅に変えるような技術改革を行うことにより巨万の富を手に入れて「泥棒貴族 (robber barons)」の異名をとり、現代においてもアメリカ史上最大の大富豪として語り継がれているロックフェラー (J.D. Rockefeller) と、彼が「トラスト方式」を採用することによって世界初の独占企業に押し上げたSO社をめぐる壮大な司法的パノラマと重なり合う点が多くあると考えられたからである。言い換えるなら、新大陸アメリカ合衆国において、約一世紀の時を隔てて活躍した二人の財産獲得競争の勝利者に対して、反トラスト法の適用をめぐって対峙する連邦政府や連邦裁判所の対応の仕方についての歴史を振り返るなら、そこには、いくつかの共通点を見い出すことができるものと言ひべきである。

この時代を超えた二人の大富豪には多くの共通点が見られるが、主要なものを挙げるなら、以下のようなだろう。

第一に、彼らは、その手段が「発見」によるか「発明」によるかの違いはあるが、共に時代の先端を行く革新的な商品を開発し、これを市場に供給することにより、世界中の人々の生活や文化を変えることに大いに貢献したことがある。ペンシルバニア州において、かつてインディアンが地肌の岩床から湧き出した原油を「自然薬水」として利用していたと言われる「石油 (rock oil)」を、機械によって本格的に掘り出すことに成功したのは元鉄道会社の車掌であったドレイク (Edwin Drake) であり、一八五九年のことであった。⁽⁵⁾ ロックフェラーは一八六二年に石油精製業に身を投じ、一九七〇年には「SO社」を設立し、アメリカ初の垂直的統合企業を築き上げたのである。当時、石油製品に対する需要は照明用の灯油に限定されていたが、やがて二〇世紀を迎えると、石油産業がエネルギーの最大の供

給源となり、経済社会を支配することとなったのである。他方で、現代の世界を動かしているのは「情報」であり、ゲイツはこの情報を操作するパソコンの心臓部とも言うべきOSの天才的な開発者として、今まさに世界を変革しつつあると言うことができる。

第二に、彼らは自己が開発した商品が市場において高い占有率を占めることの重要性を十分に認識し、そのためにあらゆる手段を講じたのである。ロックフェラーは、後述するように、石油産業を完全に支配することを目標として掲げ、公正であるか不正であるかを問わず、あらゆる手段によって競争会社を支配下に入れていったのであり、SO社の歴史は、他の「石油精製会社がつぎつぎに闘いを断念して、スタンダード石油会社に身売りする歴史だった。」⁽⁶⁾とされているのである。同様に、ゲイツも市場の「要となる部分 (bottle neck)」において競争相手を排除する方法を十分に心得ていたのである。すなわち、MS社はパソコン・メーカーがMS社のソフトウェアを搭載しているか否かに拘らず、彼らにライセンス料を支払わせていたのであり、それは連邦政府によって部分的に停止させられるまで続けられたのである。⁽⁷⁾

第三に、彼らは自らの資金、冷酷さ、そして市場支配力に物を言わせて新しい分野に進出することを試みたのである。ロックフェラーは、鉄道、海運、鉄、ガスなどの事業に進出したばかりでなく、銀行業や信託業にまで手を広げたのである。他方でゲイツも、コンピュータのOS市場における支配力をテコとして、AP市場やインターネット市場に進出したことは言うまでもなく、今や旅行業、金融サービス業、マスコミなどのメディア市場にも進出しているのである。⁽⁸⁾

ある試算によると、現在、世界一の大富豪とされているゲイツの資産はアメリカ歴代第五位であるが、その資産額

は、アメリカ歴代第一位の大富豪としてのレッテルを貼られているロックフェラーの資産額の三分の一に過ぎないとされるが、⁽⁹⁾上述したように、両者には経営戦略やモラルに関して多くの類似点が見られる。そこで、この二人の大富豪とその結合企業体の目的としたことは、市場全体を支配下に置くことにより自己の資産を増やし続けることであつたのか、それとも、より優れた商品を市場に提供することにより消費者の利益を確保することであつたのかが問われることになるのであり、このことが反トラスト法の究極のテーマであることは否定し得ないのである。

本稿は、反トラスト法運用の原点に立ち戻り、ロックフェラーとSO社に対する連邦政府および連邦裁判所の対応の仕方を分析することを通して、同法に関する現代的な運用の一例としての本件判決との類似性に言及することにより、反トラスト政策に関する史的展開の論拠を考察することを試みることにする。なお、筆者が反トラスト法の研究に従事するようになって早くも三〇数年の年月が過ぎようとしているが、その間に必要に応じて反トラスト法の制定史を解明するための時間を費やしたことはあるが、本稿では改めて本格的に歴史的な究明を試みる点となる点で、筆者の研究生活の総決算とも言いうるものである。その意味においても、今一度、初心に立ち返って執筆活動に専心しえる点で、感慨も一入である。

（註）

- （１） Nikkei Business 二〇〇二年一月一八日号、三三頁。
- （２） United States v. Microsoft Corp., 97F.Supp. 2d 59 (D. C. 2000).
- （３） この第一審判決の意義について、谷原修身「マイクロソフト社敗訴判決は何を意味するか―いま問われる米国独禁法の真価―」ビジネス実務法務二〇〇〇年七月号一〇―一三頁参照。

- (4) United States v. Microsoft Corp., 253F.3d 34 (D. C. Cir. 2001).
- (5) 佐藤定幸『世界の大企業』(岩波書店、一九六四年) 六八～六九頁、瀬木耿太郎『石油を支配する者』(岩波書店、一九八八年) 二頁。なお、この石油精製業に着手した当時のロックフェラーに関する記述として、大森実『ライバル企業は潰せ・石油王ロックフェラー』(講談社、一九八六年) 六二頁以下、アリスティア・クック著・鈴木健次・櫻井元雄訳『アリスティア・クックのアメリカ史(下)』(日本放送出版協会、一九九四年) 五二頁以下参照。
- (6) レオ・ヒューバーマン著・小林良正・雪山慶正訳『アメリカ人民の歴史(下)』(岩波書店、一九七九年第二九刷) 六九頁。
- (7) ウエンディ・ゴールドマン・ローム著・倉骨彰訳『マイクロソフト帝国・裁かれる闇(上巻)』(草思社、一九九八年) 九頁。
- (8) 同右、一〇頁。
- (9) 広瀬隆『アメリカの経済支配者たち』(集英社、一九九九年) 四三頁。

二「スタンダード・オイル事件」の時代的背景と意義

(一)「トラスト」出現と時代的背景

(1) 「トラスト」の定義

「トラスト (trust)」という用語は、元来はコモン・ロー上で早い時期から発展した「信託制度」を意味するものであり、財産の所有者が他人を信頼して一定目的のために、その財産の管理ないし処分を委託する制度である。この用語が積極的に利用されるようになったのは、資本主義経済体制の理念が本格的に浸透し、企業間の集中が一段と顕著になりつつあった一九世紀後半のアメリカ合衆国においてであり、そこでは集中的な企業結合形態の総称である

「独占 (monopoly)」の代名詞として利用されてきたのである。

しかし、この言葉は、独占という言葉と同様に定義づけが困難なものである。最も初期の文献においては、このトラストを意味するものとして、①独占、②少数者の手に権力が集中すること、③会社規制法の回避手段などが挙げられていた。⁽¹⁾更に、初期の研究者は、トラストを独占と同意語であるとして敢えて定義づけを試みていないのであり、エリー (R.T. Ely) は、トラストを独占の問題の一つとして扱い、ハネイ (L. H. Haney) もトラスト問題の主たる側面は一般的な意味における独占であるとする。⁽³⁾また、ジェンクスとクラーク (J.W. Jenks & W.E. Clark) は、トラストを「産業上の独占 (industrial monopoly)」とした上で、「商品の生産もしくは分配において、その商品の供給が自己に有利になるように価格を修正し得るための十分な支配力を保有する産業組織のすべての形態を言う」⁽⁴⁾と説明しているのである。

その後、このトラストの定義づけに関する学説には新たな進展は見られず、むしろ、包括的なものとして止めておくようとする傾向が見られるのである。そこで、最後に、トラストの実態を詳細に分析したムーディ (John Moody) による説明を紹介することとする。すなわち、彼は「トラストという用語の今日における使用法としては、ビジネスを独占することを試み、取引に干渉することにより価格を決定することを意図して、支配力を有すると考えられる全ての行為、協定および結合に適用される」⁽⁵⁾としているのである。

(2) 「トラスト方式」の採用

上述したように、トラストをめぐる定義それ自体は重要ではなく、この制度が一九世紀のアメリカ社会において導入された背景は何か、また、いかなる方法で実施されたのかを知ることが重要なのである。この点に関しては、

筆者は既に別稿⁽⁶⁾において概説することを試みているので、本稿では要点のみを指摘するに止める。

一九世紀後半のアメリカでは景気の循環的な変動に見舞われ、全ての企業が不況に伴う需要の減少によって厳しい価格競争の渦中に巻き込まれることとなった。特に、石油業界においては、一八六〇年代の石油採掘ブームの結果として原油の生産が驚異的に増えて二年間で一、〇〇〇倍となり、明らかに過剰生産の状態になった。この生産量の飛躍的な増加に伴って原油価格の暴落傾向が顕著となり、一八六〇年に一バレル約二〇ドルであったものが一八六一年には僅かに一〇セントにまで低下したのである。⁽⁷⁾更に、一八七三年にアメリカを襲った恐慌は、原油価格の引下げ競争を一段と激化させることになったが、このような苦境を耐え抜くための自衛手段として多くの業界で採用されたのが「プール (pool)」と呼ばれた協定であった。このプールは、加盟企業間において原油の生産量および価格に関して協定を締結し、それを遵守させるために契約書を作成し、違反業者に対しては罰金を科すものであった。

複数の業者間に成立したプールの典型例として「南部改善会社 (South Improvement Company)」を挙げることができる。この会社は、貨物輸送量の減少に伴って激しい価格競争を余儀なくされていた鉄道会社と、当時の精油地域の有力企業が石油輸送料金に関して協定を結ぶことを目的として一八七二年に、ペンシルバニア州法の下で秘密裡に設立されたものである。この会社の株主は、「ペンシルバニア鉄道」、「ニューヨーク・セントラル鉄道」、「エリー鉄道」の三大鉄道に加えて、クリーブランド、ピッツバーグ、ニューヨーク、フィラデルフィアなどの精油地域にある精油会社の代表者一三名で構成されていたが、特に、クリーブランド代表はロックフェラーを含む四名のSO社関係者のみであり、しかも、彼らが最大の株主であった。この会社の目的は、①鉄道運賃の引上げに伴って、加盟精油会社に対して引上率を上回るリベートが支払われること、②加盟者に対して、このリベートに加えて、非加盟者から得

た運賃収入の一部が割り戻されること、③鉄道会社は加盟者に対して、非加盟者の出荷量、仕向け地に関する情報などを提供する目標を達成することにあつたのである。当該会社の設立が、大手鉄道会社と大手精油業者間の陰謀であることが明らかになり、原油生産者や非加盟精油業者による抗議行動が展開された結果として、一八七二年四月にペンシルバニア州議会は、南部改善会社の設立認可を取り消すことを決議したために、この会社は僅か四カ月で消滅したのである。⁽⁸⁾

しかし、この南部改善会社の失敗はＳＯ社に対して大きな打撃を与えるものではなかつたのである。ＳＯ社は、この会社の設立が失敗に終わることが決定的になる以前に、クリーブランドにおける主要な精油会社と合併し、全国の原油精製能力の二〇パーセント以上を占める企業となつていたのである。更に、失敗組織に終わった鉄道会社との運賃協定に関しても、その後、鉄道会社との間に個別的な秘密協定を結ぶことによつて安定的な差別運賃による有利性を確保したのである。⁽⁹⁾

ＳＯ社は、既に精油業界において有利な地位を確保することに成功してはいたが、過剰生産による不況感は業界全体に充満していたのである。そこで、一八七二年八月に、原油の生産量を割り当てることにより、生産・販売・価格の統制を企図したプールとしての「石油精製業者連合」が設立されたが、内部の対立とアウトサイダーによる妨害によつて目的を達成することができずに解散を余儀なくされたのである。⁽¹⁰⁾

以上のように、業者間の協定による価格競争の制限は加盟者の裏切りによつて崩壊すると言うのが常であり、機能的には十分なものとはならなかつたのである。⁽¹¹⁾そこで、ロックフェラーは、石油精製業界における価格競争状態を廃絶することにより新しい企業統合形態の確立を目指したのであり、それが「トラスト方式」と呼ばれるものであつた。

ところで、ロックフェラーが、このような新しい方式を採用せざるを得なかった理由としては以下の二点が挙げられている。第一に、当時のアメリカ各州の会社法はコモン・ローの伝統を受け継ぎ、会社（法人）が他の会社の株式を保有することを禁じていたばかりではなく、会社が他州の会社の営業を所有することを禁止していたことである。第二に、SO社は屈指の有力企業ではあったが、各地の有力企業を屈服させて合併に持ち込むことを可能とするような力を未だ備えてはいなかったことである。⁽¹²⁾

この革命的とも言える「トラスト方式」は、ロックフェラー自身によって考案されたものではなく、かつて反対闘争のリーダーとして法廷においてロックフェラーを糾弾したことのある青年弁護士であり、後に彼の強い要請を受けて法律顧問に就任することになったドッド (S. C. T. Dodd) によって考え出されたものである。⁽¹³⁾ 一八八二年に締結された「スタンダード・オイル・トラスト」は、トラスト方式の典型的なものとされるが、「スタンダード・オイル社」を含む一四社の全株式、その他二三社の株式の半数以上、更に他の四社の半数未満株式をロックフェラーその他九名の受託者 (trustee) に譲渡し、その対価として信託証券 (trust certificate) が受益者 (beneficiary) に発行された。この信託証券は信託証券所有者の当該信託における持分を証明するものであり、譲渡可能な額面一〇〇ドルの等額証券に分割が可能であった。この証券の所有者は、証券所有者総会において証券一株につき一票の投票権を行使できるのである。更に、受託者は譲渡された株式および持分を信託証券所有者のために共同して所有・管理し、必要に応じて処分することが可能である。このような方式によって「スタンダード・オイル・ニューヨーク」および「スタンダード・オイル・ニュージャージー」が設立され、一州一企業として組織化されたが、実質的にはロックフェラーなど九名の共有物とされたのである。⁽¹⁴⁾

このトラスト方式に対する評価としては、①会社の経営権を株主から黒幕的な管理者へ移転するためのメカニズムとして、秘密の内に迅速かつ決定的に、反対者による批判を考慮することなしに権限行使を可能にするものであること、②アメリカ的民主主義から財閥政治への変更を可能にするものとして批判されたのである。⁽¹⁵⁾しかし、この制度は石油精製業を皮切りに、砂糖、ウイスキー、綿実油、亜麻仁油、鉛、塩、ゴム長靴、手袋などの業界に浸透したのである。

(3) 「トラスト」形成の要因

一九世紀後半のアメリカ合衆国の経済発展に対する南北戦争の影響ほどに絶大なものは他に類例を見ないであろう。この南北戦争は、商工業中心で連邦政府が置かれている北部諸州と、奴隷制度を基盤とした綿花栽培を中心とする南部一一州との間で、主として保護関税政策の導入をめぐる対立が激化し、南部諸州の連邦脱退を直接的原因として一八六一年に勃発した「内乱 (civil war)」であった。

南北戦争は一八六五年に連邦側（北軍）の勝利によって終結したが、このことがアメリカ経済に与えた影響は極めて大きいものであった。敗北した南部が合衆国に対して改めて忠誠を誓ったことで再統一が図られたばかりでなく、北部の工業化が進み、「工業国アメリカ」として再出発することを可能にしたのである。更に、保護関税や健全な財政などの政府による企業活動に対する援助策が拡張されることになった反面、企業活動に対する政府規制が除去されることとなり、企業にとっては自由放任主義の美酒に酔い痴れながら我が世の春を謳歌しえる時代となったのである。⁽¹⁶⁾

南北戦争の結果としてアメリカ国民が実感したことは、いかなる場合にも大規模な行動が有利に作用することであ

り、このことが企業間結合を加速させることに繋がったと言われている⁽¹⁷⁾。まず、近代的な経済活動において経済力の集中が発生する要因として考えられるのは、①国民主権の拡大、②国家財産の増大、③人口の増加、④都市の発展、⑤賃金労働者の増加、⑥資本による支配などであり、これらは一八世紀の産業活動から生まれたものである⁽¹⁸⁾。

次に、企業結合による経済力集中の結果が経済活動にとって有利なものとなると考えられる要素として、①原材料を大規模に処理することの効率性、②機械を利用することによる効率性、③労働の細分化、④生産工程を統合することによる経済性および効率性、⑤専門化、⑥副産物を利用することの利益性、⑦関連産業の統合、⑧労働力を確保することの容易さ、⑨企業災害に対する保全、⑩高品質の維持などを挙げることができよう⁽¹⁹⁾。

以上のような有利性を伴う企業集中が一九世紀後半のアメリカ社会において発生した直接的な要因を挙げるなら、以下のようなだろう。

第一に、一九世紀後半のアメリカ経済の発展と独占化に直接的な影響を与えた最大のものであるとして鉄道建設を挙げなければならぬであろう。このことは、著名な歴史家による以下のような表現からも容易に証明されるであろう。すなわち、ヒューバーマン (Leo Huberman) は、「南北戦争は、あらゆる方法でわが国の工業の発展を刺激したが、たぶん戦争の及ぼした一番大きい影響は、運輸制度に及ぼした影響だったろう。四年の間、できるだけ敏速に補給品と軍隊とをあちからこちらへと輸送しなければならなかった。鉄道がこの仕事をひきうけたのだ。――南北戦争は鉄道が大切な役割を演じた戦争のうち最初の大戦争だった。」と述べている⁽²⁰⁾。

この南北戦争後に鉄道建設ブームがおこり、一八六四年に鉄道法が改正されたことにより、鉄道会社に対して、幅八〇〇フィートの路線建設用地に加えて、軌道一マイル毎に両側に合わせて二〇セクションの土地が無償供与された。

その上、州や地方政府は鉄道会社の債券を購入したり、税金の減免をしたり、駅舎施設の供与をしたりした。かくして、鉄道の総延長距離は拡張の一途を辿り、一八六五年に三五、〇〇〇マイルに過ぎなかったものが、一八七五年には七四、〇〇〇マイルに、そして、一八八五年には一二八、〇〇〇マイルに達した。このような鉄道建設の結果として、①レールの需要が増大したことにより、鉄鋼業を中心とした産業連関効果が発生したこと、②鉄道が敷設される地域の開発促進効果が得られたこと、③輸送網の整備拡張の結果として輸送費が低下し、農産物および食料品などの価格低下および販売額の増大などの経済効果が得られたこと、④鉄道産業における全機構的なコントロール・システムの発達は、アメリカ的な経営統括システムのモデルとされたこと、⑤鉄道会社間の激しい競争は、やがて競争制限的な状態を生み、独占的な産業の先例となったこと、⑥鉄道建設資金を中心とした海外からの資本輸入が継続的に続いたことなどを指摘することができよう。⁽²¹⁾

第二に、有限責任会社制度の発達を挙げるべきであろう。アメリカにおいては、ニューヨーク州を初めとして会社法が制定されていたが、実際に株式会社設立が盛んになったのは南北戦争終結後のことであつたと言われている。⁽²²⁾ このような株式会社制度を採用することの有利性として考えられるのは、①会社主義で経済活動をし得ること、②会社の永続的な存在、③株主の有限責任、④弾力的な経営が可能なこと、⑤株式譲渡の容易性、⑥資本の弾力性、⑦株主の経営責任の免除、⑧設立費用の適切性、⑨包括的な会社目的の許可などである。⁽²³⁾ 以上のような有利性を有するが故に会社形態が積極的に採用され、その結果として企業結合が促進されることになったことは否定し得ないであろう。

第三に、前述したように、ＳＯ社が常套手段として用いていたことではあるが、鉄道会社を支配下に置き、差別運

賃による有利性を引き出すためには企業統合による輸送量の増大を図ることが不可欠であるとする認識が定着した⁽²⁴⁾とである。

第四に、資金的に余裕のある大規模企業であることの必要性が認識された理由として、SO社が採用した経営政策の一つである「地域的差別価格システム」がある。これは強力な競争相手が存在する市場においては相手が対抗し得ないような廉価で販売を行い、競争相手が存在しない市場においては高い利益を見込んだ価格を設定するものである。このような利益を度外視した安売りを一定期間に渡って実施しえるためには、大規模な企業となることが必須条件であると考えられたのである。⁽²⁵⁾

第五に、特許制度 (patent system) との関係が問題となる。アメリカ合衆国は、一貫して特許重視 (pro-patent) の政策を推進してきた。そのことは、一七八七年に制定された「合衆国憲法 (The Constitution of the United States of America)」第一条第八節八項に「著作者および発明者 (authors and inventors) に、一定期間それぞれの著作および発明に対し独占的権利 (exclusive right) を保障することによって、学術および技芸の進歩を促進すること」と明記していることから明らかである。更に、南北戦争の勃発時に第一六代大統領に就任したリンカーン (Abraham Lincoln) は、自らも特許権を有するほどの発明家でもあったが、歴代大統領の中では初めてプロパテント政策を打ち出し、北軍に勝利をもたらしたばかりでなく、「工業国家アメリカ」の基礎を築いたのである。⁽²⁷⁾ 特許制度というものは、発明・発見によって人類の生活向上のために貢献した特定の者に、その努力に対する褒賞として独占的地位を与えることを目的としているものであり、もともと独占志向的であることは否定しえない。そのことを証明したのが、このプロパテントの時代に相応しい活躍をして「発明王」として現在でも世界中の人々から尊称されているエジソン

(Thomas Alva Edison) である。彼は、生涯に一、〇〇〇件を超える特許権を取得したと言われており、そのこと自体が驚異であることは否定しえない。しかし、彼の名を後世に残すことになったのは、単に発明家としてではなく、彼が取得した特許権に基づいて製品化するための多くの会社を設立して成功させたアメリカ屈指の実業家としてであった。ちなみに、現代においても世界最大の総合電気メーカーとしての地位を維持しているGE (General Electric Co.) は、彼が一八八八年に多数の電気会社を統合することによって設立した会社を前身とするものである。⁽²⁸⁾

第六に、関税政策の影響を無視することができない。南北戦争以前のアメリカでは、交通・通信、上下水道などの産業基盤にかかわる投資を民間企業に頼ることはできず、結局は州および連邦政府の援助に依存せざるを得なかったが、この財源として関税が当てられたのである。その後、この関税を賦課することの理論的根拠をめぐって議論が展開されたが、北部諸州における主要な主張はアメリカの幼稚産業を保護することに求められた。しかし、豊かな農産物をヨーロッパに輸出して、その見返りに安い工業製品を輸入しようとした南部諸州は、当然のこととして保護関税政策に反対したのであり、これが南北戦争勃発の要因の一つであったことは前述した通りである。したがって、南北戦争に突入すると、連邦議会に南部出身の議員はおらず反対意見も聞かれなくなったために、関税賛成派の一存で事が運んだのである。⁽²⁹⁾しばしば言われているように、「関税はトラストの母」であり、一定の条件の下では保護関税が企業結合を促す強力な要因となりうることを意味するのであり、「砂糖トラスト」は典型的な例である。⁽³⁰⁾

第七に、「フロンティア (frontier)」が消滅することに伴って、個人の独立する機会が制限され、大規模な経済組織の一部に帰属せざるを得ないことになる点を指摘することができよう。⁽³¹⁾

(二)「反トラスト法」制定をめぐる世論の動向

(1) トラスト批判論

一九世紀後半のアメリカ社会は、マーク・トウェイン (Mark Twain) が風刺的に表現した「金ピカ時代 (Gilded Age)」に対する反省の時代を迎えていたのであった。⁽³²⁾ 言い換えるなら、一九世紀後半に出現した巨大トラストに対する社会的な評価と対応が緊急の課題とされたが、既に大西洋を渡って導入されていた古典派経済学においても、トラストと呼ばれた独占企業の出現は本来的に予定されていたことではなく、あくまでも例外的なものとされていたのである。

そこで、現代アメリカ経済学会における最長老の一人であるガルブレイス (John K. Galbraith) は、一九世紀末のアメリカ社会がトラストに対してとった特殊な対応の仕方について、①独占に対して決然たる措置をとったこと、②「社会ダーウィニズム (Social Darwinism)」を取り入れて、これをアメリカ的に用いたこと、③体制のお陰で大金持ちになった人々に対するジャーナリストによる特殊な攻撃がなされたことの三点を挙げているが、本稿では②および③について言及するに止める。この巨大トラストに対する攻撃の先陣を切ったのはジャーナリストのヘンリー・ロイド (Henry D. Lloyd) であった。彼は、SO社や鉄道会社の濫用行為を幾度となく批判し、これらの結合企業が「棺」の製造から「鉄パイプ」の製造に至るまで、あらゆる産業を支配することになることを警告したのである。彼がこのような批判を通じて真に意図したことは、当時のアメリカ社会に広く浸透していた「社会ダーウィニズム」の考え方に基づいたトラスト擁護論を粉碎することであった。この「社会ダーウィニズム」は、ダーウィン (Charles R. Darwin) が自然界における進化過程の実証的研究をまとめた『種の起源』を出版する七年も前に、イギリスの思想

家ハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) によって打ち立てられた理論であり、人間の社会においても自然界と同様に弱肉強食の原理が作用することにより「適者生存 (survival of the fittest)」の現象が必然的に生じることを明らかにしたものである。この考え方は、スペンサーの教えを受け継いだイェール大学のサムナー (William G. Sumner) によってアメリカ社会に広められたのである。徹底した個人主義 (Individualism) の支持者であり、自由放任主義の主張者であったサムナーは、一九世紀のアメリカ社会において急速に普及した個人主義思想に「社会的ダーウィニズム」の思想を採り込み、個人の経済的行動と既得権益との関係にこれを適用したのであり、これが実業家の行動を擁護する理論として広く支持されたのである。すなわち、トラストは進化的過程における産物であり、これによって財産を獲得した者は「適者生存」の結果であり、それらの財産は効率性の結果として得たものであるとするものである。この理論は、世界最大の鉄鋼会社を築くことに成功したカーネギー (Andrew Carnegie) やロックフェラーが巨万の富を得たことをアメリカ社会が正当化することに貢献したのである。⁽³⁴⁾

更に、ガルブレイスをして、アメリカの経済著述家の中では世界中で最も広汎な読者を得た人の一人と言わしめた⁽³⁵⁾ヘンリー・ジョージ (Henry George) の批判論がある。幼少時代から貧困と闘ってきた彼は、一八七九年に出版した『進歩と貧困 (Progress and Poverty)』⁽³⁶⁾において、社会システムに欠陥があるために、社会が発展するにつれて「富」と「貧困」が同時に発生することを指摘した。その上で、SO社に代表されるようなトラストに対する批判としては、①トラストは、産業の拡張によって新しい企業が生み出されるよりも速くそれらを吸収してしまうこと、②不当販売や産業スパイなどの略奪的な戦術によって競争相手を支配下に置くことによって、市場の独占化が達成されること、③政府役人に対して賄賂を贈るなど、政治的腐敗の原因となることなどが指摘されている。⁽³⁷⁾

(2) グレンジャー運動の意義

アメリカ合衆国における反トラスト運動の引き金を引く役割を演じたのは、南部および中西部の農民組織である「グレンジ (Grange)」であった。この組織は、一八六七年に設立された「農業後援者 (Patrons Husbandry)」を中核とするものであり、当初は農民の社会的・教育的ニーズに対応して生活条件を全般的に改善することを目的としていたが、やがて、経済的・政治的活動を目的とするものに変更され、「協力 (cooperation)」および「打倒独占」をスローガンとして積極的な運動を展開した。⁽³⁸⁾当時の農民は、自然の災害に対しては無力であったが、人為的災害に対しては積極的に反対したのであり、まずは、鉄道会社および倉庫業の差別運賃に対する反対運動を開始したのである。なぜなら、農民の生産した農産物は消費地である都市部に向けて輸送されるために、長距離輸送と貯蔵を必要としたが、倉庫業を兼ねていた鉄道会社はOS社のような巨大トラストに対しては安い料金を請求したのに反して、農産物の輸送料金および倉庫料金は極めて高いレベルで請求したからである。⁽³⁹⁾

グレンジは、トラストによる不正行為から自らの利益を守るためには立法的な措置が必要であることを実感し、議会に代表を送り込むための政治的な運動を展開した。やがて、イリノイ、アイオワ、ミネソタ、ウイスコンシンなどの中西部の諸州において「反独占党 (Anti-Monopoly Party)」が結成され、一八七六年以降に鉄道会社の独占的な横暴を阻止するための「グレンジャー法 (The Granger Laws)」の制定をみたのである。これらの州法は、鉄道会社と倉庫業による法外な料金請求を禁じると同時に、これらの料金の最高限度を決定するための委員会を各州内に設置することを規定したものであり、このようなグレンジによる一連の反トラスト運動は「グレンジャー運動 (Granger Movement)」と呼ばれたのである。⁽⁴⁰⁾トラストに対する反対感情は、これらの諸州の農民に限らず、トラストによっ

て支配下に置かれることになった中小企業からも示されることになったのであり、「反トラスト」の運動は全米に広がったのである。

他方で、鉄道会社はこれらのグレンジャー法が「合衆国憲法」修正第一四条の「法の適正な手続（due process of law）」に違反するとして各州で訴訟を提起したのである。この一連の訴訟は、合衆国憲法第一編第八節第三項の「州際通商条項（Interstate Commerce Clause）」をめぐる連邦議会の立法権限の範囲に関する論争⁽⁴¹⁾を喚起した。一八七七年の「マン対イリノイ（Munn v. Illinois）」事件は、イリノイ州内の人口一〇万人以上の町にある穀物倉庫の保管料の最高額を定めた一八七三年州法の合憲性が争点とされたが、連邦最高裁は鉄道のような「公共の利益（public interest）」に係わる私企業が州政府の規制権限に服することを認めて、グレンジャー法の合憲性を認めたのである⁽⁴²⁾。しかし、鉄道会社は州際間を貫通する鉄道に対して各州が別個の法律によって規制することの不当性を理由に訴訟を提起したのである。これに対して、連邦最高裁は一八八六年の「歴史的なウオバッシュ事件」において、二州以上を貫通する鉄道および連絡路線が州際通商（interstate commerce）に属するものであること、したがって、州政府にはその運賃を規制する権限がないことを明らかにすることにより、グレンジャー法の違憲性を宣言したのである⁽⁴³⁾。この判決に対しては、レオ・ヒューバーマンが、「資本家は勝利をおさめたのだ。この時らしい州議会（州議会の議員は国民によって選挙された）による私有財産への攻撃はどんなものでも、最高裁判所（そのメンバーは上院の賛成を経て大統領によって任命された）の承認をうけねばならなかった。その後の歴史をみれば、最高裁判所は、私有財産への攻撃にたいしてめったに承認をあたえなかったことがわかる。支配階級は、攻撃から保護されたのだ。」とするコメントを付しているのである⁽⁴⁴⁾。

このグレンジジャー法が違憲判決を受けたことを契機として、南部および中西部の農民は「全国農民同盟 (The National Farmers' Alliance)」を結成し、鉄道に対する政府規制の必要性和特許権付与に対する制限を要請した。更に、すべての労働者階級からなる「労働騎士団 (The Knights of Labor)」が結成され、交換の手段として公共物となっている鉄道を人民の利益に基づいて政府が所有すべきことを要求したのであり、この要求に対しては一般商業関係者および鉄道の荷主らも支持を表明したのである。⁽⁴⁵⁾ 連邦政府は、これら一連の要求に応えるために一八八七年に「州際通商法 (The Interstate Commerce Act)」を制定し、州際間の交易、通商、輸送、伝達、通信に関しては「州際通商委員会 (The Interstate Commerce Commission)」が全国的なレベルで規制すべきことを規定したのである。この連邦法が誰を真の受益者とするのかについて見解の対立が見られるが、⁽⁴⁶⁾ 連邦政府が鉄道に対して直接的な規制を試みた最初の立法としての意義を有するであろう。⁽⁴⁷⁾

(3) 連邦議会の対応

上述したように、アメリカ合衆国における反トラスト立法制定の動きは、まずは州レベルで始まったのであり、その原動力となったのは、南部および中西部の農民による組織的な力であった。連邦法の制定以前に「州反トラスト法」を有していたのは中西部の一三州であり、その他に州憲法中に反トラスト規定を含む州が一四州であり、州反トラスト法と憲法上の反トラスト規定の両方を有するものが六州であった。⁽⁴⁸⁾

各州の憲法に含まれた反トラスト規定は極めて包括的であり、独占を「自由な政府」の原理に反するものとして非難するに過ぎなかった。その上、州反トラスト法の規定は州ごとに異なるが、それらの主たる目的はコモン・ローにおいて違法とされる契約および協定の違法性を確認することにより、それらに刑事罰を規定することであった。⁽⁴⁹⁾ これ

らの州法は殆ど機能しなかったが、それは予算およびスタッフが不足していたことに加えて、州法務長官の訴追権限が確立していなかったために積極的な運用がなされなかったことが指摘されているのである。⁽⁵⁰⁾

そこで、連邦レベルにおける反トラスト運動が展開されたのであり、農民や労働者の団体によって結成された「反独占党（The Antimonopoly Party）」が第三の政党としてトラスト問題を党の政策綱領として掲げたのである。このトラスト問題が連邦政府によって最初に取り上げられたのは、民主党のクリーブランド（Stephen G. Cleveland）大統領の一八八七年一月教書においてであった。しかし、彼は国内の製造業者が製品の価格を保護関税によって許容された最高限度額のレベルに維持する協定を結んでいる事実や、企業が経済力を濫用する結果としてトラストが発生することを指摘したに過ぎず、規制立法の必要性には言及しなかったのである。⁽⁵¹⁾ 当時の連邦議会では保護関税をめぐって議論が対立し、「関税反対派（antitariff forces）」である民主党（The Democratic Party）は、外国から輸入される商品に関税を課すことは、結果的に国内市場においてトラストの発生を許すこととなり、反競争的な市場環境を生み出す原因になるとして反対した。これに対して、「関税賛成派（pro-tariff forces）」である共和党（The Republican Party）は、「独占者の党（Party of Monopolists）」あるいは「ビッグ・ビジネス党（Party of Big Business）」などの俗称で呼ばれていたが、関税を課すことがアメリカの産業と労働者に大きな利益をもたらすこと、更に関税とトラストの間には因果関係がないことを強調したのである。しかし、一八八八年の大統領選挙において、両政党ともに農民および労働者団体の支持を得るために反トラスト問題を政策綱領に加えるを得なかったのである。したがって、大企業の味方であり、保護関税政策を支持する政党と見られていた共和党もトラスト規制立法の必要性を主張したのである。⁽⁵²⁾ 一八八八年十一月の大統領選挙において、共和党のハリソン（General B. Harrison）が第三代大統領に選出さ

れ、反トラスト法制定のために努力することを公約したのである。⁽⁵³⁾そこで、共和党の大物議員であったシャーマン上院議員 (Senator J. Sherman) が最初に提案し、一八九〇年七月二日に制定されたのが「シャーマン法」であり、反トラスト法の嚆矢とも言うべき存在である。

(三) 「スタンダード・オイル事件判決」の意義

(1) 事件の背景

前述したように、SO社とロックフェラーによる一連の行動は反トラスト法の制定とその後の展開における歴史的起算点であり、一里塚でもある。したがって、「スタンダード・オイル事件」は反トラスト法運用の出発点であると同時に、同法の現時点における運用を映し出す「姿見」の役割をも果たすものであり、今や、単なる一判例としての価値を有するのみではなく、有名な「伝説」ともなっているのである。その上に、「戦術的な行為 (strategic conduct)」[ライバルの費用の引上げ (raising a rival's cost)]「略奪的な価格設定 (predatory pricing)」[ネットワーク効果 (network effect)] など、「マイクロソフト事件」のキーワードであり、まさに現代に特有な用語であるかのように思われるものも、実は既に一九世紀後半のSO社およびロックフェラーによって経営戦略として利用されていたばかりでなく、「スタンダード・オイル事件」においても主要な用語とされていることを考えるなら、これらの二つの事件を比較しながら分析することの意義は極めて高いものと言えよう。⁽⁵⁴⁾

そこで、まず、「スタンダード・オイル事件」の背景となったSO社とロックフェラーの足跡を垣間見ることとする。原油とその灯油への精製方法の発見は、従来の鯨油よりも安い灯油を提供する点でアメリカ人の生活を鮮明に改

善したことは言うまでもない。ロックフェラーが石油業界に参入することとなった一八六五年以前においては、灯油の価格は極めて変動的であった。彼が会社を「スタンダード・オイル社」として再編成した一八七〇年における灯油の価格は一ガロンにつき二六セントであり、SO社の市場占有率は四％に過ぎなかった。⁽⁵⁵⁾一八七〇年代に、SO社は石油精製業界のトップの座によじ登ったが、一八八〇年までに、原油一ガロン当たりの灯油抽出率において他の競争会社を圧倒することにより、八〇〜八五パーセントの市場占有率を占めることとなった。更に、彼はこの高い生産効率性に満足することなしに、副産物の新しい利用法を模索し、ガソリンを燃料に使用したり、舗装のためにタール(tars)を用いたりしたのである。また、潤滑油(lubricating oil)、ゼリー状の石油(petroleum jelly)、蠟燭用パラフィン(paraffin for candles)を初めて商品化したのも彼であった。⁽⁵⁶⁾

ロックフェラーは、常に経費の節約を心がけたのであり、例えば、機能的な精製所を建てて保険をかけることをしなかったし、自身で鉛管工(plumber)を雇用するなどして、労働、パイプ、鉛管資材の費用を半減させたのである。彼は、より大きくてより性能の良い設備の拡充のために投資したのであり、生産量が増すにつれて化学者を雇い一ガロン当たり三〇〇の副産物を開発させることを試みた。しかも、灯油のような主力商品については、特に安い価格で市場に提供することにより、アメリカの家庭、工場、街路などの照明に関する競争において鯨油、石炭油および一時的には電気などに勝利する結果となったとされる。

ここで、実証的な数字を示すならば、一八七〇年から一八八五年までの間に、精製された灯油の価格は一ガロン当たり二六セントから八セントまで下落した。他方で、SO社のコストもドラマ的に低減し、一八七〇年に一ガロン当たり三セントであったものが、一八八五年までに〇、四五二セントにまで引き下げられた。他方で、石油製品の生産

量は増加の一途を辿り、一八八〇年には八億四千万ガロンであったものが一八九〇年には一九〇億ガロンに、一八九七年には二六〇億ガロンにまで増加したのである。かくして、生産量は飛躍的な増加を示したが、それに比例してS O社の市場占有率も増大し、一八九〇年には全米市場の九〇パーセントに達したのである。⁽⁵⁷⁾

一八九二年にオハイオ州最高裁は、S O社が採用したトラスト方式がオハイオ州法によって認められた権限 (corporate powers) の範囲を超えていること、更に石油精製業に対する独占を確立していることを理由としてS O社に対して解体を命じる判決を下した。⁽⁵⁸⁾ この判決を受けて解散されたS O社は、直ちに「ニュージャージー・スタンダード・オイル (Standard Oil Co. of New Jersey)」に改組され、持株会社 (holding company) として再出発したのである。合衆国司法省が反トラスト法違反を理由にしてS O社に対して訴訟を提起した当時の石油業界の状況は、以下の通りであった。すなわち、新S O社は、全米の原油の一〇パーセントを生産し、ペンシルバニアおよびインディアナ州で生産された原油の八〇パーセント以上を輸送し、全米で精製された原油の七五パーセント以上を精製し、石油を輸送するために利用される貨車の五〇パーセント以上を操作し、合衆国で販売された照明用油 (灯油) の八〇パーセント以上を販売し、ナフサの八〇パーセント以上、国内の鉄道が使用する潤滑油の九〇パーセント以上を販売したのである。更に、新S O社は、合衆国内の精製施設およびパイプラインの圧倒的な割合を支配下に置いたのである。⁽⁵⁹⁾

(2) 「スタンダード・オイル事件判決」の概要

合衆国司法省は、ニュージャージー州法の下で持株会社として設立された新S O社とその傘下にある三三の石油精製会社との結合企業が、以下のような戦術によって石油製品の取引の大部分に対して独占を形成したことを理由に、シャーマン法一条および二条に違反するとして提訴したのである。なお、被告らが用いた戦術としては、①運送会社

から有利な賃料およびリベートを確保すること、②競争会社の買収、③競争会社との間に、生産および生産量を制限するか市場を分割するための協定を締結すること、④競争会社の営業を破壊するために鉄道会社の被使用人から情報を得ること、⑤競争会社を締め出すために、製品を原価以下で販売することなどがリストアップされた⁽⁶⁰⁾。

巡回控訴裁判所は合衆国の主張を支持する判決を下した。すなわち、当裁判所は、一八九九年に設立された新ＳＯ社の手に種々の会社の株式が結合されたことは取引制限となる結合を構成し、シャーマン法二条の下での「独占化行為（monopolization）」となるとして、親会社が三七の子会社に対して行使するいかなる方法による支配をも禁止するとして、この結合の解体を命じた⁽⁶¹⁾。この判決に対して、被告らは、①被告らによって支配された巨大な石油ビジネスの発展は、経済的な才能によって導かれた合法的な競争方法の結果であること、②彼らのビジネスは石油の生産を増し、以前よりも低いコストで流通させたことにより大衆に対して大きな利益を与えたことを主張して上告した。これに反して、政府側は、この結合の唯一の目的は一般大衆を犠牲にして富を違法に取得することであり、被告らは自己的な目的を達成するために競争者および第三者の個々の権利を踏みじったとして反論したのである。

連邦最高裁判所は、原審判決を支持して新ＳＯ社の解体を命じる判決を下したのである⁽⁶²⁾。一九一〇年にタフト（William H. Taft）大統領によって首席裁判官（Chief Justice）に指名されたホワイト（White）判事は、本件以前の最高裁判決において自らが述べた反対意見を理論的に精緻化することにより多数意見となすことに成功したのである。当時、本件判決および本件判決とは同時に判決が下された「アメリカン・タバコ事件判決」⁽⁶³⁾は、「トラスト事件（Trust Cases）」と呼ばれていたのであるが、これらは反トラスト法に関する初期の司法的展開における一つの転換点を形成するものであったと言ふこともできるのである。実際に、この二つの判決が下された一九一一年五月にお

いては、金融市場および産業全体が二つの事件の最終的な決着に対して固唾を飲んで見守っていたとも言われている⁽⁶⁴⁾のである。

連邦最高裁における最初の反トラスト専門の裁判官となったのはペッカム判事 (Justice Peckham) であり、したがって、本件以前の反トラスト事件判決の大半は彼によって書かれているのである。ペッカム判事は、シャーマン法一条の包括的で非妥協的な規定中に用いられている「すべての (every)」という用語を厳格に解釈し、本条によって「すべての取引制限行為」が禁止されていると解する立場を堅持したのである。彼が最初に手がけた「トランス・ミズーリ・フレイト・アソシエーション事件」⁽⁶⁵⁾においては、一八の鉄道会社によって設立された事業者団体による鉄道運賃等の協定のシャーマン法一条に対する違法性が問題とされたが、彼は価格協定が一般的に取引制限行為として禁止されているとする三段論法的な結論に基づいて、本件における被告らの価格協定がいかなる情況下で行われたのか、また、それが一般大衆にいかなる影響を与えることになるのかについて考慮することなしに、当然のこととして、その違法性を認定したのである。

この「トランス・ミズーリ・フレイト・アソシエーション事件」において反対意見を述べたのがホワイト判事であった。彼は、取引制限のタイプを合理的なものとは不合理なものに区別するコモン・ローの考え方を無視する多数意見に従うなら、取引が依存するすべての契約を違法とすることにより取引を破壊する結果になることを危惧して、弾力的な基準の導入が不可欠であることを強調したのである。そこで、彼はシャーマン法一条に規定されている「取引制限 (restraint of trade)」と「独占化行為 (monopolization)」の概念を分析することにより、これらが少なくともコモン・ローの基本的な概念に由来していることを指摘した上で、取引制限と独占に関するコモ

ン・ローの基本的な考え方として、以下のように理解しているのである。すなわち、①コモン・ローにおいて独占が違法とされるのは、個人の自由を制限し大衆に被害を与えるからであること、②ある協定によって価格を「不当に(unduly)」吊り上げ、結果的に大衆に被害を与える場合には、契約を締結するか取引をするための個人の自由は制限されること、③単に個人の利益のみではなく、大衆の利益となる契約の自由を保護するためには、個人が取引もしくは営業を行う場合に自身に「不合理な制限(unreasonable restraint)」を課するような契約は無効であるとするのである。⁶⁸しかし、このコモン・ローの考え方が展開されるにつれて、一般大衆が、不当に取引を制限する契約もしくは結合によって生じた価格の引上げやその他の経済的な弊害に対して激しく抗議をすることになったために、競争に対して不合理に制限的な全ての契約を禁止することになったというのである。ホワイト判事は、このようなコモン・ローの考え方に基づいてシャーマン法を制定した当時の連邦議会が、不当な制限が非難を免れることのないように包括的な表現を用いた結果として、合理的な制限と不合理な制限とを区別することをしなかったものと解しているのである。⁶⁹

上述したように、本件判決以前における連邦最高裁の多数意見は、価格協定や取引拒絶(boycotting)のような直接的な協定に対しては、それが合理的であるか不合理であるかの判断をすることなしに、いわば「当然違法(per se illegal)」的な処理の仕方をすべきであるとする立場をとっていたのである。しかし、このような多数意見の立場に批判的であったホワイト判事は、伝統的なコモン・ローの考え方を「合理の基準(standard of reason)」を適用することにより、「不当な取引制限(undue restraint of trade)」のみを禁止するものとして理解したのである。言い換えるなら、彼は、法が常に関心を抱いてきたのは有害な効果を伴う独占に対してであって、独占の存在そのものではな

いことを強調しているのである。更に、彼の言う「不当な取引制限」もしくは「不合理に制限的な (unreasonably restrictive)」行為は、その目的が攻撃的であるか搾取的であって、価格を吊り上げるような弊害を伴うことが予測されるようなものを指しているのである。したがって、彼が「トランス・ミズーリ・フレイト・アソシエーション事件判決」において多数意見の立場に反対したのは、本件における鉄道会社の事業者団体が締結した鉄道運賃等の協定からは、価格を吊り上げるか、一般大衆から搾取しようとする目的を伺うことができず、むしろ、このような協定が「激烈な競争 (cut-throat competition)」の結果としての過大な出費を避けるための「合理的な制限」に該当するものと判断したからであった。

そこで、ホワイト判事は、シャーマン法の解釈に際して「合理の原則」を導入することにより、その基準に従って本件における新SO社が石油の精製および輸送に対して形成した独占を不合理なものとして、シャーマン法に違反すると判断したのである。すなわち、①石油の生産および輸送に関係するいくつもの会社の株式を統合することは、石油産業に対する独占を獲得することを目的としていること、②多くの強引な戦術を駆使していることを考慮する限り、新SO社が行使用する支配権の程度は通常のレベルを遥かに超えていることを認定したのである。⁽⁷⁰⁾

なお、本件判決に対しては、ハーラン判事 (Justice Harlan) による反対意見が付されている。彼は、前述した「トランス・ミズーリ・フレイト・アソシエーション事件判決」における多数意見の立場に依拠することを明らかにした上で、新SO社と子会社が州際通商を制限するような結合をなし、当該通商を独占するか独占することを試みたとしてシャーマン法に違反すると判示した本件多数意見に対しては同意することを明らかにしつつも、その理論的根拠に問題があることと、本件の多数意見に従うことに伴う問題点を指摘しているのである。彼は、第一に、多数意見

がシャーマン法の規定にないような「不合理な取引制限」に対しては本法を適用しないとす「司法的立法 (judicial legislation)」を試みている点について、このような方法が「不得策 (impolicy)」であることは明らかであると批判する。その上で、本件多数意見に反対する者に残された唯一の選択手段は、連邦議会に対して改正を促すことであるとしている。第二に、多数意見が主張するような「合理の原則」を導入するなら、法のエンフォースマメントと云う点に関して、最大の変更可能性 (variableness) および不確実性 (uncertainty) を生じることになる点を危惧しているのである。言い換えるなら、すべての事件における被告が「合理的な制限 (reasonable restraint)」の抗弁をなすであろうし、すべての事件、法廷そして陪審において異なった「合理性 (reasonableness)」の原則が主張されることになり、何が合理的であるかについての判断を下すことが極めて困難になることを強調しているのである。⁽⁷²⁾ かくして、ハーラン判事は、ある下級審判決において述べられた以下のような表現を引用しているのである。

「もし、価格競争を阻止するための協定もしくは結合が取引にとって有害であるか、そのような可能性があるなら、唯一で確実な救済策は、そのような性格を有するすべての協定を禁止することである。⁽⁷³⁾」

(3) 「スタンダード・オイル事件判決」の評価

本件判決においては、それまでは少数意見として扱われてきたホワイト判事の提唱する「合理の原則」が多数意見としての地位を得ることになったのであり、この原理が反トラスト法の基本的な解釈基準となるための出発点としての役割を果たしたのである。本件判決を論評する文献は夥しい数に昇るが、以下に主要なものを要約的に紹介することとする。

第一番目に、イギリスの著名な反トラスト法研究者であるニール (A.D. Neale) は、ホワイト判事によって導入さ

れた「合理の原則」が、コモン・ローの独占問題に関して一般的に良く知られた常識的な考え方に基づくものであったことを認めた上で、以下のように評価している。すなわち、この考え方は企業の攻撃的な目的に関する証拠から有害な効果が発生する可能性を推測するものであり、競争が害されたとする単なる事実からア・プリオリ (a priori) に大衆に対する被害の発生を導き出すものとは理解していないとするのである。言い換えるなら、この考え方は一般大衆に対する必要な効果もしくは明確な目的に言及することにより、取引制限に対する差別的な判断を要求するものである。その意味において、この考え方は目的に対して特別の重要性を与えるので、競争それ自体のために競争の維持を企図している現代の反トラスト法の考え方とは異なるものであることを指摘しているのである。⁽⁷³⁾

第二番目に、キントナー (Earl W. Kintner) の著書では、本件判決が「合理の原則」をシャーマン法の下でビジネス行為の違法性を分析するための基本的な基準として確立したことを高く評価している。しかし、彼は、この原理を使用することによって実際に行われた行為を分析する場合において、考慮されるべき経済的な要因を明確にするためのルール化に失敗していることを指摘しているのである。⁽⁷⁴⁾

第三番目に、かつて、連邦政府の基調学派として一世を風靡した「シカゴ学派 (Chicago School)」を代表する論客の一人として著名なボーク (Robert H. Bork) が、本件判決に対して試みた論評について分析することとする。彼は、ほぼ同時期に下された本件判決と「アメリカン・タバコ事件判決」の二つが、反トラスト法領域における最も重要な判決であることを指摘した上で、これらが二つの独占的な結合体の解体を命じたことの経済的な効果よりも、反トラストの教義に対して与えた傾向 (その良し悪しに拘らず) の方が遥かに重要であったことを意識的に強調しているのである。⁽⁷⁵⁾

ボークは、ホワイト判事の法廷意見について、この領域における最も技巧的な (artful) ものとしてランク付けすべきであることを指摘した上で、この意見に関する主な長所として以下のように説明している。第一に、本件判決により独占企業の解体が命じられたにも拘らず、競争を排除するすべての行為を違法とするのではないとする「合理の原則」が明示的に採用されたことによって、ビジネス社会において安心感を生じさせた点を指摘しているのである。第二に、シャーマン法はコモン・ローに巧妙に関連しており、コモン・ロー上の用語を多くの不適切な先例の適用によって将来的に曲解されることなしに使用していることである。第三に、シャーマン法の目的は「消費者の福利 (consumer welfare)」を最大にすることとして明示されており、その解釈がその目的を追求する場合に変更ないし調整しえるように、「合理の原則」にダイナミックな原理が導入されたことである。第四に、この意見は、シャーマン法が「効率性 (efficiency)」を達成する手段もしくは効率性から生じる市場構造に対して干渉しない点に関心を抱いていることである。第五に、「合理の原則」は「三部構成の基準 (three-part test)」となったことである。すなわち、彼は、この基準が反トラスト政策のタスク (task) に十分に耐え得るばかりでなく、訴訟プロセスにおいて弁護人および裁判所により十分に利用され得ることを指摘しているのである。その上で、彼は、これらの基準が相当程度に完成された物 (accomplishments) であり、誤って用いられることがなく、おそらく致命的でなく、欠陥がなかったとしたなら、シャーマン法が唯一の反トラスト法令としての地位に留まり、反トラスト政策が自由市場の保証人としての明確な役割を果たし得たであろうことを指摘し、実際には以下のような欠点の故に、そのようにはならなかったと述べているのである。⁽⁷⁶⁾

彼は、ホワイト判事の多数意見に内在する欠点として、以下の二点を挙げている。第一に、本件判決と「アメリカ

ン・タバコ事件判決」における多数意見が完全に誤解されていた可能性があったか、実際に誤解されていたために、多くの人々に対して連邦最高裁はシャーマン法を破壊したと信じ込ませることになった点である。そして、このような欠点が生じたことになったのは、ハーラン判事のデマ格的 (demagogic)、全く無理解な反対意見に原因があるばかりでなく、ホワイ特判事の手になる文章上の誤りと不透明性、更に、彼が「合理の原則」と言う用語を、彼が一九八七年の「トランス・ミズーリ・フレイト・アソシエーション事件判決」における反対意見において用いたのと同じもので、しかも異なった基準を意味するものとして誤った使用をしたことに原因があると言っているのである。その結果として、最高裁が「良いトラスト (good trusts)」と「悪いトラスト (bad trusts)」を主観的に選択する権限を有することを主張しているかのような誤解を与え、これが更なる立法への要求を生みだした実質的な要因であったとされている。第二の欠点は、ホワイ特判事と最高裁が、①ある企業が他の企業に対して「優れた効率性 (superior efficiency)」以外の手段によって損害を与えることは容易であること、②垂直的統合、地域的価格差別、有利な取引などが不適切に損害を与える手段となりうることに関する考え方を無批判的に支持したことであるとしている⁽⁷⁷⁾。

最後に、ボークは本件判決および「アメリカン・タバコ事件判決」におけるホワイ特判事の意見に対して不満を述べているのである。彼は、この二つのトラストがシャーマン法に違反するとした判断の正当性に対して疑う余地は殆どないが、その主張の仕方が不幸であったと言っているのである。すなわち、彼は、ホワイ特判事がシャーマン法は効率性に干渉しないとする考え方に依拠することにより、トラストの略奪的行動に注目し、それがビジネスの効率性に対する不必要な破壊をもたらすことを判断の対象として強調している点を批判しているのである⁽⁷⁸⁾。

(4) 「スタンダード・オイル事件判決」の影響

ホワイ特判事は、「合理の原則」に従って、本件判決および「アメリカン・タバコ事件判決」において、二つの会社による略奪的な価格設定および他の独占的な市場行為がシャーマン法に違反するとして、それぞれの会社を解体するように命じた。すなわち、彼は相当程度の弾力性を許す法基準を確立することにより、有害な行為から生じる望ましくない結果を排除すべきことを強調したのである。しかし、彼は結果的には明らかに反競争的ではあるが、望ましい経済的な効率性を達成するためにのみ締結されたような多くの協定が合法的であることも認めたのである。言い換えるなら、経済的な考慮を伴ったモラルが合理的な行為と不合理な行為を区別することを明らかにしたのである。

ホワイ特判事は、この二つの事件における被告である世界最大級の会社を解体するために合理性の原則を適用したのである。シャーマン法の制定以来、常に問題とされてきたのは、一つの州において設立が認められたが、全州にまたがって生産および販売活動を展開しているような企業の固い結合に対してシャーマン法を適用することが可能か否かであった。彼の多数意見は、この種の問題に対して明確な結論を下し、このような合併および持株会社がもはや解体を免れないことを明らかにしたのである。それにも拘らず、SO社と「アメリカン・タバコ社」の市場支配力が余りにも強大であったが故に、これらの事件における政府側の勝利も「全くの茶番劇 (great farce)」に過ぎないとする印象を与えたほどであったとも言われているのである。⁽⁹⁾しかし、ホワイ特判事の主張した「合理の原則」が最終的に支持されることになった理由として挙げられているのは、当時のアメリカ社会において、会社の統合に対するシャーマン法の運用に関して、相反する考え方が対立していたことである。このことは、本件判決に対する政治的な側面からの評価が、一九一二年の大統領選挙における政策的な論争に組み込まれることになった点においても証明されたのである。

すなわち、一九一二年の大統領選挙においては、現職のタフト大統領を擁する共和党が分裂し、そこから派生した「革新党 (Progressive Party)」が前大統領のルーズベルト (Theodore Roosevelt) を候補者として擁立したために、この二者に民主党の指名候補者であるウィルソン (Thomas W. Wilson) を加えた三つ巴の闘いとなったのである。まず、革新党は本件判決におけるハーラン判事の反対意見に依拠して、この「合理の原則」を破棄するための新たな連邦法の制定を促すべき提言をしたのである。しかし、このような立法に関する提言は、タフト大統領が本件判決において確立された原則を支持することを明らかにしてシャーマン法の改正および新反トラスト法の制定に対する必要性を拒否したことにより、最終的に日の目を見ることがなかったのである。結局のところ、タフト大統領をして、このような決定をさせるに至った主な理由とされるのは、ホワイト判事の意見が共和党の主張する道徳主義や新古典的経済思想に基づく新しい市場観に基づいた伝統的な経済的信条ともうまく融合し得たことに求められるのである。⁽⁸⁰⁾これに対して、ウィルソンは、大企業と小企業は、前者が後者に対して支配力を不公正に行使しない限り、共存しえることを一般的に信じていたので、大企業を絶対的に非難したのではないし、小企業を絶対的に擁護したのではない。彼が表明した立場は、「合理の原則」を適用することにより、「役員^(interlocking directorates)」のような一定の行為を禁止するようにシャーマン法を改正し、シャーマン法を管理するのを助けるような「委員会 (board of commission)」を設置することであった。

この選挙戦においてウィルソンが勝利を収めたことは、当時のアメリカ市民の大半が大企業による市場力の濫用を回避しえるなら、大企業の存在から消費者の利益を確保し得るものと信じていたことを物語るものであった。かくして、ウィルソン大統領は違法な手段を用いることを禁止するようにシャーマン法を改正し、小企業を含めた「公共の

利益（public interest）」を擁護するための十分な権限を有する委員会の設置を目的とした立法の制定を公約したのであり、それが一九一四年の「クレイトン法」および「連邦取引委員会法」の制定であったのである。⁽⁸¹⁾

この「合理の原則」は、シャーマン法の下でビジネス構造を規制するための基本的な法原則となつたばかりでなく、反トラストの行政的なエンフォースメントに対しても重要なインパクトを与えることになつたのである。ウィルソン政権は、合理性の原則に固有な弾力性の下で同意判決の広い範囲での利用を支持し、大会社の行為を反トラスト政策に合致するように約束させることの見返りとして、一定規模の合併を反トラスト訴追から免れさせることに同意したのである。⁽⁸²⁾ その結果として、AT&T, ALCOA, DuPont, International Harvesterなどの大会社が独占的か寡占的な産業構造を形成することにより改善された組織上の効率性を達成することを可能にしたのである。更に、この原則の導入により、大企業は持株会社形態よりも合併形態を好んで採用するようになったばかりでなく、連邦政府も合併によって形成された大企業よりもカルテルを訴追することに精力を注ぐ傾向が一段と強まったとも言われているのである。⁽⁸³⁾

（四） 独占と略奪的価格設定行為の違法性に関する論争

（１） SO社の合法性に関する論拠

前述したように、本件判決は、SO社が全米の石油精製業における大部分を占める独占企業になつた事実を分析し、それが反トラスト法の規定に違反するか否かを判断するために「合理の原則」を導入し、SO社が独占的な地位を獲得したのは、そのような目的の実現を意図した略奪的な価格設定行為によつてであることを根拠としてSO社の違法性を認定したのである。しかし、約半世紀後には本件判決の立場に疑問を抱き、SO社は違法とされるような略奪的

行為に従事していなかったことを論証する論文が公刊され、最近においても、これを支持する見解が示されているのである。そこで、以下に、SO社に着せられてきた汚名を晴らすために公刊された論考の理論的根拠について、要約的に紹介することとする。

「シカゴ学派」を代表する経済学者であるマギー (John S. McGEE) は、まず、本件判決によって略奪的な独占の原型として名指しされたために、これまで歴史上の伝説的な会社とされてきたSO社の実態を説明することは、今後の反トラスト政策のあり方を考える上でも重要な問題であることを指摘している⁽⁸⁴⁾。

彼は、本件判決の多数意見を含めた多数の見解を要約するなら、SO社が、①略奪的な差別的価格体系を利用することにより独占的な地位を獲得したこと、②あらゆる地域において独占的地位を確立するまで競争者を攻撃したこと、③新規参入者が出現しそうな地域に対して価格引下げを実施したことの三点をシャーマン法違反の根拠としていると解しており、これらの主張が論理的に不完全であり、これらの正当性を論証しえるような証拠を見つけ出すことが困難であることを指摘しているのである。まず第一に、略奪的な価格引下げが実施可能な条件は、実施者が実施以前に既に独占力を有していることであるが、アメリカの石油精製業における市場は極めて競争的であり、一八七〇当時のSO社の市場占有率が一〇パーセントに過ぎなかったことから判断しても、少なくとも、SO社がこれらの差別的価格体系によって独占的な地位を得たとする主張が不当なものであることが明らかにしているのである⁽⁸⁵⁾。第二に、SO社が差別的価格によって独占的地位を強化・維持しようとしたことなどなかったばかりでなく、その間に消費者は安い石油製品を購入することが可能になったことを考慮する限り、シャーマン法違反とされるべきではなかったはずであるとしているのである。第三に、SO社が独占的な地位を確立するために用いた手段は合併もしくは「企業買

収 (merger & acquisition)」であり、精製業者を市場価格よりも高い価格で買収したことを指摘しているのである。⁽⁸⁶⁾

次に、近年のMS社に対する反トラスト法違反事件において、MS社がパソコンのOAソフトに関して独占力を有していることを理論的根拠として、その違法性を主張した司法省の立場に対して疑義を呈することを試みたボードロ
ー (Donald J. Boudreaux) とホルサム (Burton W. Folsom) による論文が公刊された。⁽⁸⁷⁾ まず、彼等はMS社の違法性を検証するためには歴史的分析に依拠することの重要性を指摘して、その類似性が夙に指摘されているSO社事件の歴史的な分析を試みているのである。そして、彼らは、SO社事件の歴史的な分析の結果として、以下のような結論を導き出すことが可能であることを指摘している。⁽⁸⁸⁾

第一に、SO社が石油の精製および流通市場において支配的な占有率を獲得することができたのは、消費者価格を引き下げるためには効率性の継続的な追求が必要であることを痛感して、そのためにエネルギーを注いだロックフェラーの努力に負うところが大きいことである。したがって、この結果として、消費者は大きな利益を確保しえたことになるとしているのである。⁽⁸⁹⁾

第二に、SO社は大きな市場占有率を獲得することになったが、このことによって独占力を獲得したことにはならず、これによってSO社が競争的な勢力からの攻撃を免れ得たことを意味するものではないことは言うまでもなく、たとえSO社であっても、もし一歩間違えるなら、直ちに市場支配的な地位を失うことになるとしている。したがって、一九一一年のSO社事件判決においてSO社が分割を命じられたことが、石油産業に自由な競争を復活させた最大の要因であるかのような主張を支持すべき証拠は何もないことを指摘しているのである。⁽⁹¹⁾

第三に、SO社が市場占有率を減少させたのは例外的なものではなく、当時の巨大会社はこぞって小規模で効率的

な競争者によって占有率を減らされたのであり、大企業であること自体はライバル企業が大きくなることを阻止するための手段とはならないことを物語っているとしているのである。

第四に、たとえ、SO社が最大の市場占有率を有していたとしても、そのこと自体は独占力を保持することの証拠でも、継続的な市場支配の確証でもないことを指摘している。すなわち、彼らはSO社が自由で競争的な市場における大規模で競争的な企業であったことを強調しているのである。⁽⁹²⁾

(2) SO社の違法性に関する論拠

以下において、SO社のシャーマン法に対する違法性を論証する見解を紹介することとする。

まず第一に、グラニッツ (Elizabeth Granitz) とクレイン (Benjamin Klein) による論文を取り上げる⁽⁹³⁾こととする。彼らは、前述したマギーの所説に疑義を呈し、新たな仮説を打ち立てることにより、これを検証しているのである。すなわち、マギーの見解によれば、SO社が全米の石油精製業における市場占有率を、一八七〇年の四パーセントから一八七九年の九〇パーセントへと急速に増大させたのは、自らの独占的な地位を強化・維持することを目的とした差別的価格体系を手段としたのではなく、自発的な企業買収によってであるとしているが、彼らは当時の精製業者がSO社に自らの営業財産を売却するインセンティブを見つけないことかできないことを理由として、これを支持しえないとするのである。⁽⁹⁴⁾

そこで、彼らはSO社が石油産業において独占的地位を確立することに成功したのは、石油精製業におけるよりも石油の輸送手段を操作し得たことによるものとする仮説を打ち立てているのである。すなわち、当時の石油精製業においては、多数の企業が存在したばかりでなく、新規参入が極めて容易であったのに対比して、石油の輸送に係わ

た鉄道会社は三社のみであり、しかも新規参入が困難であつたとする。従つて、彼らは、ＳＯ社が鉄道会社との間に共謀的な輸送カルテルを締結し、そのカルテルを実施するための努力をすることの見返りとして、独占的な利益を得ることになった点を検証しているのである。⁽⁹⁵⁾ 彼らは、ＳＯ社が鉄道会社との間に締結したカルテルによつて独占的な地位を確保し得たことを証明する証拠として、①「南部改善会社」設立後のクリーブランドにおけるＳＯ社設立の時期と完全性、②石油精製業における支配的地位を獲得するために優先的な鉄道料金を利用したこと、③長距離パイプラインの参入に対するＳＯ社の激しい反対の状況、④長距離パイプライン輸送への垂直的な統合、⑤ＳＯ社は、輸送手段に対する自らの支配が及ばない地域において油田が発見された場合においてのみ精製業に対する支配的地位を失っていること、⑥ＳＯ社のカルテルに対する極めて効果的な管理行動が二〇年以上も続いていること、⑦鉄道会社の市場占有率および料金の安定化、⑧協定違反に対する罰則等を挙げているのである。最後に、彼らは、ＳＯ社が石油精製業において独占的な地位を築くことができた最大の要因として、ロックフェラーの卓越した交渉力を挙げているのである。⁽⁹⁶⁾

最後に、前述したグラニッツとクレインの論述に全面的に依拠して、ＳＯ社のシャーマン法に対する違法性を強調するフリン⁽⁹⁷⁾ (John J. Flynn) の見解を紹介することとする。まず、彼はＳＯ社の形成と本件判決に関する歴史を、石油製品を原価以下および差別的な小売価格で販売するＳＯ社の販売手段のみに焦点を当てて理解することは不可能であるとしている。更に、彼は、誰もが本件判決の記録を、その優れたビジネス才知、イノベーション、生産効率性の故に成功したが不当に処罰された一つの企業の例として公正に読むことができることなどは、信じられないことであるとする。かくして、彼は以下のような結論を下している。すなわち、ＳＯ社は競争者を排除するために鉄道会社と

の間にカルテルを締結することにより、石油精製業に対して独占力を獲得し、パイプラインによって原油および精製製品の配送に対する支配力を得るために、精製および小売輸送に対して独占力を行使したとされているのである。言い換えるなら、SO社が独占力を享有し、それを違法な独占化行為のために行使したことは、もはや疑う余地がないとされているのである。⁽⁹⁸⁾

更に、彼は、SO社の形成、発展および解体に関する全歴史を調べてみても、ロックフェラーに関する謎は依然として残されたとしながらも、ロックフェラーに対する印象を以下のように表現しているのである。

「彼はトラストの形成を擁護し、彼が用いた無慈悲なビジネス戦術に対して反省することなど全くなかった。彼は、スタンダード・オイル社を、一般大衆から彼らに安い石油を供給することで敬愛されている愛しい組織であり、常に最も注目すべき企業の一つであると信じていたのだ。……彼は競争によるプロセスが組織および石油産業を統治することなどは信じておらず、彼とスタンダード・オイルのみが石油精製の新しい技術によって大衆に利益をもたらし得ると信じていたのだ。……彼は支配力を獲得したが、それは彼の競争者よりも効率的かつ独創的であることによってではなく、石油精製に対する独占的地位を得るために、鉄道会社との間の契約および共謀によってライバルの費用を引き上げ、スタンダードの独占と彼の帝国を維持するために他の者のイノベーションを奪い、石油産業に対する彼の独占的な支配に対する侵害行為を阻止するために細心の注意を払うことによってである。」⁽⁹⁹⁾

以上のように、フリンは、SO社が市場支配力を違法な手段によって獲得することにより独占的地位を獲得した最も早い先例を示すものとして、MS社事件における判断を導き出すための格好の例として理解しているのである。⁽¹⁰⁰⁾

(註)

- (1) F. F. Simpson, "Trust", 1 Harv. L. Rev., 133 (1887).
- (2) R. T. Ely, *Monopolies and Trusts*, 1912, reprint edition, 1973, p.14.
- (3) L. H. Haney, *Business Organization and Combination*, 1914, reprint edition, 1973, p.369.
- (4) J. W. Jenks & W. E. Clark, *The Trust Problem*, 1929, reprint edition, 1973, p.29.
- (5) John Moody, *The Trust about the Trusts*, 1968, at xiv.
- (6) 谷原修身『独占禁止法の史的展開論』(信山社、一九九七年)一一八～一一九頁。
- (7) 瀬木、前掲書三～五頁。
- (8) 山崎清『アメリカのビッグビジネス』(日本経済新聞社、一九八六年)九一～九三頁。
- (9) 塩見治人・他『アメリカ・ビッグビジネス成立史』(東洋経済新報社、一九八六年)一六八～一六九頁。
- (10) 同右。
- (11) 南部鶴彦『産業組織と公共政策の理論』(日本経済新聞社、一九八二年)一六～一七頁。
- (12) Tony Freyer, *Regulating Big Business Antitrust in Great Britain and America, 1880-1990*, 1992, p.32.大森、前掲書二二四頁、塩見他、前掲書九五頁。
- (13) Henry R. Seager & Charles A. Gulick, *Trust and Corporation Problems*, 1929, reprint edition 1973, pp.110～122.なお、西川登「スタンダード石油持株会社システムの成立過程」経営史学二三卷二七号七一～七二頁。
- (14) 山崎、前掲書九六頁。
- (15) 同右。
- (16) A・H・シュレシンジャー著・飯野正子訳『アメリカ史のサイクルⅡ』(パーソナルメディア、一九八八年)一四頁。
- (17) Charles R. Van Hise, *Concentration and Control*, 1912, reprint edition, 1973, p.4.
- (18) Jeremiah Whipple Jenks & Walter E. Clark, *The Trust Problem*, 1929, reprint edition, 1973, pp.12～13.
- (19) Charles R. Van Hise, op. cit., pp.8～17.
- (20) レオ・ビュールバーマン、前掲書二五頁。

- (21) 秋元英一『アメリカ経済の歴史一四九二―一九九三』(東京大学出版会、一九九五年) 一一八―一九九頁。
- (22) Charles R. Van Hise, op. cit., p.21.
- (23) Henry R. Seager & Charles A. Gulick, op. cit., p.23.
- (24) Charles R. Van Hise, op. cit., pp.22~23.
- (25) Ibid., pp.23~24.
- (26) 集英社文庫編集部編『日本国憲法』(集英社、一九九二年) 一九四頁。
- (27) 上山明博『プロバテント・ウォーズ』(文芸春秋、二〇〇〇年) 五七―五八頁。南北戦争終結時から一九世紀末までの三五年間は、アメリカの創意・発明の黄金時代であり、合衆国特許許可局は五〇万件以上もの特許を認可したと言われている。アリストテア・クック、前掲書五一頁。
- (28) 松尾式之『アメリカン・ヒーロー』(講談社、一九九三年) 九六―九九頁。
- (29) 秋元、前掲書七四頁。
- (30) Hans B. Thorelli, *The Federal Antitrust Policy; Origination of an American Tradition*, 1955, p.72.
- (31) Franklin D. Jones, *Historical Development of the Law of Business Competition*, 36 Yale L. J., (1926) pp.213~214.
- (32) 谷原修身『現代独占禁止法要論(六訂版)』(中央経済社、二〇〇三年) 一一二頁以下。
- (33) J・K・ガルブレイス著・鈴木哲太郎訳『経済学の歴史』(ダイヤモンド社、一九八八年) 一三〇頁以下。
- (34) C・A・ビアード&M・R・ビアード著・高木八尺・松本重治訳『アメリカ精神の歴史』(岩波書店、一九九二年第一三刷) 一四六頁。この理論のアメリカ社会における影響について論じた最近の文献として、有賀夏紀『アメリカの二三世紀(上) 一八九〇―一九四五年』(中央公論社、二〇〇二年) 二〇―二四頁。
- (35) J・K・ガルブレイス、前掲書二三八頁。
- (36) Henry George, *Progress and Poverty*, 1879.なお、翻訳書として、ヘンリー・ジョージ著・山崎義三郎訳『進歩と貧困』(日本経済新聞社、一九九一年) がある。
- (37) William L. Letwin, op. cit., p.233.
- (38) 一八七五年におけるグレンジの会員数は八五万人に達したと言われる。秋元、前掲書一〇九頁。

- (39) レオ・ヒューバーマン、前掲書四四頁。
- (40) 谷原、前掲書（史的展開論）一二二頁。
- (41) この問題を論じる邦語の文献としては、田中英夫『英米法総論（下）』（東京大学出版会、一九八〇年）五八九頁以下、木南敦『通商条項と合衆国憲法』（東京大学出版会、一九九五年）一五〇～一五二頁などがある。
- (42) Munn v. Illinois, 94 U. S. 113 (1877). 本件に言及する邦語の文献として、川又良也編『総合研究アメリカ第四巻・平等と正義』（研究社出版株式会社、一九七七年）一〇〇～一〇一頁（畑博行執筆）、山口房司『多分節国家アメリカの法と社会』（ミネルバ書房、一九九一年）三五頁以下などがある。
- (43) Wabash St. Louis & Pacific Railway v. Illinois, 118 U. S. 577 (1886). 本件について、木南、前掲書一五一頁。なお、山口、前掲書四二頁以下では、連邦最高裁の判決が大きく変更した諸要因について詳細に論じている。
- (44) レオ・ヒューバーマン、前掲書四六頁。
- (45) Franklin D. Jones, op. cit., pp.216～217.
- (46) 歴史家の中には、この連邦法の制定を要求したのは農民および労働者団体ではなく、鉄道会社自体であったことを指摘する者もいる。すなわち、鉄道会社は「激烈な競争 (cutthroat competition)」から我が身を守るために、自ら政府の規制を求めたのだと言いつくを指摘している（参見）。James Morton Smith, edited, *Politics and Society in American History 1865 to the Present*, Vol. II, p.77.
- (47) 南部、前掲書三〇～三三頁。
- (48) Henry R. Seager & Charles A. Gulick, op. cit., pp.341～342.
- (49) Hans B. Thorelli, op. cit., p.155.
- (50) Ibid., p.156.
- (51) Ibid., op. cit., p.157.
- (52) Jeremiah Whipple Jenks & Walter E. Clark, op. cit., p.212.
- (53) 谷原修身「シヤーマン法制定をめぐる米国立連邦議会の審議概要」公正取引四七六号一七頁以下参照。
- (54) John J. Flynn, *Standard Oil and Microsoft-intriguing parallels or limping analogies?* 49 *Antitrust Bulletin*, (2001) p.646.

- (55) Donald J. Boudreaux & Burton W. Folsom, *Microsoft and Standard Oil: radical lessons for antitrust reform*, 44 *Antitrust Bulletin*, (1999) p.558.
- (56) *Ibid.*, p.559.
- (57) *Ibid.*
- (58) *State v. Standard Oil Co.*, 49 Ohio St. 137, 30 N.E. 279 (1892).
- (59) John J. Flynn, *op. cit.*, p.653.
- (60) *United States v. Standard Oil Co.*, 173 F. 177, 190 (E. D. Mo. 1909).
- (61) 173 F. 177, 190.
- (62) *Standard Oil Co. v. United States*, 221 U. S. 1 (1911). 本件に言及する邦語の文献としては、今村成和『私的独占禁止法の研究(一)』(有斐閣、一九五六年)二六頁以下、江上勲『アメリカ反トラスト法判例の研究』(税務経理協会、一九九〇年)一三頁以下、佐藤雄『アメリカ反トラスト法・独占禁止政策の理論と実践』(青林書院、一九九八年)八九頁、瀬木、前掲書二六頁以下などがある。
- (63) *United States v. American Tobacco Co.*, 221U. S. 106 (1911). 本件に言及する邦語の文献としては、今村、前掲書二四頁以下、江上、前掲書一八頁以下などがある。
- (64) Tony Freyer, *op. cit.*, p.116.
- (65) Milton Handler, *Twenty-Five Years of Antitrust*, Vol. 1, 1973, pp.2~4.
- (66) *United States v. Trans-Missouri Freight Assoc.*, 166 U.S. 290 (1897). なお、本件に言及する邦語の文献として、今村、前掲書九頁以下、江上、前掲書五頁以下、佐藤、前掲書九頁以下などがある。
- (67) 166U. S. at 322~323.
- (68) 221U. S. at 54~55.
- (69) 221U. S. at 59~60.
- (70) 221U. S. at 77.
- (71) 221U. S. at 81~99.

- (72) *People v. Sheldon*, 139 N. Y. 264, 23L. R. A. 221.
- (73) A. D. Neale, *The Antitrust Laws of the United States of America*, 1970, p.34.
- (74) Earl W. Kimmer, *Federal Antitrust Law*, Vol.1, pp.354～355.
- (75) Robert H. Bork, *The Antitrust Paradox*, 1978, pp.33～34.
- (76) *Ibid.*, pp.34～35.
- (77) *Ibid.*, pp.35～36.
- (78) *Ibid.*, p.37.
- (79) Tony Freyer, *op. cit.*, p.117.
- (80) *Ibid.*, pp.117～118.
- (81) *Ibid.*, p.118.
- (82) *Ibid.*, pp.140～141.
- (83) *Ibid.*, p.141.
- (84) John S. McGEE, *Predatory Price Cutting: The Standard Oil (N. J.) Case*, 1 J. L. & Econ., 137 (1958).
- (85) *Ibid.*, pp.138～139.
- (86) *Ibid.*, p.168～169.
- (87) Donald J. Boudreaux & Burton W. Folsom, *op. cit.*, p.555.
- (88) *Ibid.*, p.556.
- (89) *Ibid.*, pp.560～561.
- (90) Alan Murray, *Reading Rockefeller and Busting Up Trust*, Wall ST. J., May 18, 1998, at A1.
- (91) Donald J. Boudreaux & Burton W. Folsom, *op. cit.*, p.561.
- (92) *Ibid.*, pp.561～562.
- (93) Elizabeth Granitz & Benjamin Klein, *Monopolization by "Raising Rivals' Costs": The Standard Oil Case*, 36 J. L. & Econ. 1 (1996).

- (94) Ibid., p.2.
- (95) Ibid., p.3.
- (96) Ibid., pp.44~45.
- (97) John J. Flynn, op. cit., 654.
- (98) Ibid., p.674.
- (99) Ibid., pp.676~677.
- (100) Ibid., p.733.

(未完)